

銀生産の動向(一)

——院内銀山の研究(Ⅱ)——

小葉田 淳

【要約】 院内銀山の研究「銀山領有の機構」(本誌三四の四)、「生産の形態と組織」(同三六の一)、「銀生産の動向」「銀山町の構成」の四章の内、第三章に当る。一六〇七年採鉱が開始せられて數ヶ年を最盛とし、その後三〇年代にかけて急速に産銀の減少していく過程は、当時の秋田藩士梅津政景の日記によつて確實に知られる。この三〇年足らずの間にも、坑の興廢變遷は甚しく、院内の最盛を作つた初期の千枚平その他の主要坑は、數年の内に殆んど廢止された。その主な原因の一は湧水でそのため開創草々、千枚平の大排水坑が掘られ、また四〇〇米内外に及ぶ排水坑がいくつも掘られた。また当時の経営法が、山の荒廢に拍車をかけた。それは一坑又は坑内の支坑を單位とし、短期間(一〇日―三〇日)の稼行を以て、山師を競争せしめたからで、この法は一時に貴金屬の産額を増大し、封建領主の取奪を大きくしたが、山師は無計画に良鉱のみを追求したので、山を荒廢せしめたのである。院内の産銀高は一八世紀末になつて、始めて確知されるが、鉱山の諸税・精錬用の鉛の使用量の変遷よりも、初期の巨大な産銀とその後の概況が推測せられる。開創当時の最盛期は年産二万キログラム以上に達したのであるまいか。

一 稼行坑とその推移

慶長一二年採鉱を始めてから二〇余ヶ年間に稼行せられ

た諸坑を、政景日記中より抽出して見るに、盛衰興亡の甚しい事實に驚くばかりである。当時において已に然りであり、その殆どがおそらく崩落廢滅し、その後三〇〇年殊に

明治以後の大規模な掘鑿工事の施行の結果と相俟つて、現在その跡を指摘することは不可能である。寛政元年の新古の鋪の書上を見ても、これを明白に寛永以前のそれに比定し得るものは殆んどない。^①

政景日記には間歩、敷(鋪)の称は、大体混同して使用しているが、間歩は通常本敷即ち四つ留口を以て外部に開いた坑を指している。本敷は至宝要録にいう本番であり、本敷はもとより、本敷の坑内に口を付けた横番、及び横番の坑内に口をつけた子横番 至宝要録に孫横番という も当時にあつてはそれぞれ別個に山師稼行の対象となつたことは前述した。慶長―寛永年間の稼行坑を次に考述しよう。

千枚平

滝ノ下大切山 滝ノ下大水貫とも記され、銀山開創よりの主要鉱坑の集中した千枚平の中樞的な排水坑として掘られた。慶長一七年頃は藩費を以て普請せられたようで、政景日記に御切山と記するのはそのためであろう。この大切山は、現在も十分一村のやや銀山川下流に開口している大切山とは別で後者は至永年間竣功した大排水口である。^②
本誌三六の一 拙稿所収
 羽州雄勝郡内銀山総図参照 村山宗兵
 荷が滝を登つて銀鉱を発見したと伝えるが、この滝は現在も不

動堂の下方に懸り、不動滝と呼ばれる。恐らくその下方より掘つたものであろう。大切山の普請が、慶長一七年頃藩営であつたことは、同年四月大工の請求により当番の山奉行政景は、前当番の川井氏より荷分の鉱元銀を受取つて賃銀を支払つている事実からも推定される。この大水貫は最初は大坂久左衛門が請けて普請していたかと思われるが、藩営となつた頃は彼は非常に窮乏していた。銀山記には、久左衛門が滝ノ下大水貫を切つたと記している。慶長一七年六月、政景より御切山の状況を報告したとき、義宣は、将来は藩営にあらざる平山とする意であることを示し、「あとく 従前の意味 御切山へ出候鍾共、売立の銀をも、久左衛門ニ被下候外は、御連上ニさしあげ候へ」と命じたという。^{六二七}、売立銀の一部を久左衛門に与えたのは、彼が藩営となるまでは普請したためであらう。大切山が切り進められるとともに、浸水のため仕捨てられた上部諸坑が蘇生し、また近傍の坑も樋引排水して復興することが可能となつた。慶長一七年四月、満右衛門本敷横番の二長ほど上方を買いたが、その直前に浸水のため捨り すた 間歩となつていた本敷を、大水貫の切り進むとともに近く排水成るを豫想して連上銀二〇目を以て申請している。^{ケ一七、四、一四}、六月に山奉行より「御切山より

うちぬかれ候間分主共ニ、右ふしんノ日数半分宛可出申候へ」と命じた。満右衛門普請の横番三つは御切山打貫の上部にあり、本敷の札を与えられずは横番に浸水するという。満右衛門の申請に偽言ありとて、横番一つを没収し、残り二つに対しては「御切山ふしん致候日敷之内、半分ハ御塩味之内也」としたのも同旨である。切取日数は普請日数の一割が通例であつたが、その普請日数を半減し、つまり切取日数を半分としたわけである。ケ一七、六、一〇・同年一〇月山奉行の一人介川左門が銀山で急死同、六、一四。政景が諸連上銀等を引継いだとき、同一六年の大切山の荷一〇、一一両月分の売立銀が含まれていた。ケ一七、二四、当時の間歩彦行は運上山が通態で業主の山師から運上銀灰取を公納したが、大切山に関しては荷即ち鉱石が公納せられた。これは公納に荷分法が採用せられたためで、大切山が藩営であつたことに関連がある。

大切山之内越後七郎兵衛横番 大切山横番越後七郎兵衛敷とも記され、大切山内の横番である。慶長一七年三月一日二番山となり、京の五郎兵衛が請けた。二番山は三〇日山で、公納四、山師一の率による荷分法が行われた。秋田領では初期には荷分法は一般に採用せられなかつたが、特別の場合に実施したことは

銀生産の動向(一)(小葉田)

前述した。二番山彦行中に、五郎兵衛の大工が鏈を盗み籠舎された事件が起り、五郎兵衛も逃亡したから、同じ荷分法の下に、大坂奈右衛門他二人が請けた。同、ケ一七、三、一〇。

大切山之内太郎兵衛敷 慶長一七年三月七郎兵衛敷、太郎兵衛敷の荷を川井氏より売却している。太郎兵衛敷も大切山の横番で荷分けたことが知られる。三、ケ一七、二九。

大切山之内源左衛門敷 大坂久左衛門札本で尾張介次が普請し、慶長一九年六月切取を与えられた。これも大切山内の横番らしい。ケ一七、六、一四。

大切山之内与左衛門本敷及び横番 大切山之内と記すが、これは次の満右衛門本敷の実情からも知られるように、与左衛門本敷は四つ留口をもつ間歩であらう。四つ留口が大切山口に近く、或は容易に大切山に排水し得た関係から、大切山之内としたのであらう。慶長一九年頃、樋引によるかなり大規模な本敷の排水作業を山師に請けさせ、或は藩営で施行している。当時この敷の横番の他に本敷の樋引を休むと大切山の横番で浸水するもののみでも、大坂久蔵の八、備前惣右衛門の二、能登太郎兵衛の二ありといわれた。ケ一七、二四、(五)

大切山之内満右衛門本敷及び横番 前述した通り、慶長一七年四

月越前満右衛門普請中の横番三つの下部を大切山が打貫き、その直前に捨り間歩の本敷の稼行を申請したが許されず、六月さらに本敷の札を下附されなければ三つの横番も浸水のため普請不能であると申し立てた。即ち本敷の普請排水が必要であるとしたが、横番はいづれも大切山の上部にあつて排水されるから、満右衛門の偽言を咎めて横番一つを抑収した。

滝ノ下大水貫之内大坂久左衛門間歩横番 久左衛門間歩は慶長一七年頃は仕捨てられていたらしく、その横番は三月に一番山として運上一、〇五〇目で白石音兵衛が請けた。排水のため樋一挺では及ばず、山奉行の検使の下に、普請三分とし樋一挺を増した。この三分は運上より免除される。ケ一七、八、三二

滝ノ下大津弥右衛門間歩 慶長一七年一〇月大津弥右衛門は滝ノ下に大切山普請した。これは切山つまり始めて坑を掘る免許を求めたのである。政景は検分の上有望と認めて、切山前方に在つた住家六、七軒を撤去させて間歩小屋を作らしめた。普請は翌年四月頃も続けられた。政景が「被見立間分之儀ハなミの横番さらへふしんなどと相違候、其故ハ地形よき所と存弥右衛門も過分と造作を入大切山致し、又我等兩人も可然かと思ひ前々より有付之人をも六、七人おいたて被間分小屋為作候」と記し

て期待した新聞歩は、その後どうなつたか明らかでない。

ケ一七、一〇、二三、院内銀山
鑑者成敗人帳ケ一八、四、二銀山

喜左衛門本敷・十七貫之内与三左衛門敷・同孫左衛門敷 十七貫

は銀山開創の頃に一番山運上銀一七貫であつたと推定される間歩である。慶長一六年から山先藤兵衛が喜左衛門本敷を、加賀佐兵衛が十七貫間歩の横番与三左衛門敷を、丹後徳右衛門が同じく孫左衛門敷を普請した。翌年春には涌水のため作業不能で、山奉行羽石内記の裏判をとり普請を中止し、樋立の準備していた間に、大坂久左衛門が政景より新札をとつた。三人は四月五日より樋立てを申し出て敷は返渡された。徳右衛門の敷は閏一〇月に五、二〇〇目の運上山となつた。ケ一七、三、四、同、四一〇、三三

八貫五百目本敷及び横番 慶長一七年一〇月頃、大坂久左衛門、能登太郎兵衛、大坂五兵衛がそれぞれ普請していた横番がある。その頃伊勢甚三郎が八貫五百目本敷と横番合わせて六つを稼行しており、浸水の勢いが強くかけ樋で四貫三百目間歩に通じ、四貫三百目間歩内で樋引することを計画し、同じ八貫五百目の横番を普請した前述の三人の協力を求めた。久左衛門の横番は同一〇月に二、二五〇目の運上山となつた。ケ一七、一〇、一〇、同、四二、一〇、三、また別に播磨善七の普請した横番があつた。慶長一七年五月に、

その内の小横番を大坂彦七郎願い出でて札を渡されたが、この小横番は横番の天井を普請したので、横番に土石が落ち廊下が詰まり妨害となるというので、善七の要請によつて彦三郎の札を召し上げてゐる。ケ一七、五、六

八貫五百目之内正左衛門本敷及び横番 正左衛門本敷は恐らく八貫五百目間歩に近接した坑であらう。この敷は加賀佐兵衛、横番は山先藤兵衛が、慶長一六年から普請した。横番は本敷の下部を掘り進んだらしく、翌年四月佐兵衛は鉋を追うて下方に切り進め、争論となつた。山廻の検分のほかに、年寄分の山先山師の判定を参考として藤兵衛の理に裁決された。この横番は同時に切取となつたらしく、四月晦日までを切取期限とし、五月一日直入のところ、四月二七—二八日降雨による浸水排除のため二日間の普請分を山奉行より認可された。つまり切取期限が二日延びたのである。ケ一七、四、一七。

八貫五百目之内三九郎敷の横番 三九郎敷も八貫五百目間歩に隣接した間歩であらう。この横番は慶長一八年五月山先二郎右衛門に切取が与えられた。院内銀山領者成敗入帳ケ一八七、八

四貫三百目本敷及び横番 丹後与兵衛、大坂五兵衛、白銀屋九兵衛が組を以て、本敷及び横番を普請したが、慶長一七年七月九

銀生産の動向(一)(小葉田)

兵衛が横番普請をあげたこと休むを山廻に発見され普請あけの無届を咎められて札を没収された。組といつても各自が札をとり、担当した敷を持つていたのである。没収の横番を他の二人に渡さんとしたが、「兩人致被預候へへあひ見仕候間、与兵衛ニ被仰候様ニ」という五兵衛からの申し出により与兵衛に渡された。しかし三つの横番とも狭く排水ができぬため二人の申請に従つて、とさぎをはずし樋立てすることとしたから、二枚の札を一枚に切り替えた。同ケ一七、七、三三。

四貫三百目之内孫左衛門敷・重右衛門敷・津右衛門敷・七郎兵衛敷 この四敷は四貫三百目の横番で、慶長一八年極月大津孫左衛門、丹後与兵衛二人が恐らく組を以て、樋立のためとさぎをはずし、四敷を一つとして請けた。前年の一一月頃には四貫三百目本敷の浸水強く捨りとなつていたが、越後七郎兵衛は四貫三百目と大切山の内を疏通し、水坪を切つて四貫三百目の水を汲み入れ、そこから大切山へ樋引する計画を申し出ている。山奉行はこれに同意し、水位下の横番において樋に付次第に、一つづつ切取を与え運上とすることとし、七郎兵衛に札を与えんとした。しかるに七郎兵衛の報告は、山廻の検分と相違したので、札を取り上げた。さて孫左衛門らの請けた四敷の内、翌慶長一

九年六月に七郎兵衛敷のみ鉢に付き切取を願ひ出でたが、他の敷は浸水強く排水及び普請も怠つていたらしい。政景はそれを責めて、七郎兵衛敷のみの切取を仕法通りに請求するは不当であるとし、切取なしの直入を命じた。四貫三百目本敷が、大切山に近く而もその下部にあつたことは前述の七郎兵衛の計画から察せられるが、政景は「当春^{一〇}慶長中より千枚滝下大切山の四ツ留まで水仕上り、よりの横番さへなりかねたるよし及承候処ニ彼間分^ケ之儀ハ一段深くさかり云々」と記している。^{ケ一七、ケ一六、ケ一七、六、七}

松右衛門敷 慶長一八年の暮に能登太郎兵衛・伊勢作左衛門が喜左衛門よりこの敷を運上に申請けたとある。喜左衛門はこの敷の普請切取に当つたものと思われる。その本敷横番の關係は明らかでない。^{ケ一八、核一〇} 臨内銀山御者成取人帳

備前次左衛門切山横番 寛永二年正月備前次左衛門切山の横番に、九五〇目と五一〇目の運上山ができた。^{カ二、正、二四}

本山平

広島介兵衛間歩横番 慶長一七年三月備前助右衛門の切取があつた。^{ケ一七、三二}

広島介兵衛間歩之内二右衛門敷 慶長一七年四月播磨次兵衛切取

を与えられたが、間吹を願ひ出てその結果は経費以上の出銀がないので、普請を続けしめた。ところが数日の内に切取となつたらしいが、その鉢は備前二右衛門の普請の敷と落合つた場所に在つた。そこで両者の争論となり、山廻檢分の結果、とさぎを立て、次の月から二右衛門の切取を命じた。二右衛門普請の敷とは、前月八日に一度切取を与えられた広嶋介兵衛間歩横番仁右衛門敷と記されるもので、二右衛門が浸水を訴えて普請となつていたのである。この敷は切詰の方向に鏈なく、廊下の中をのみて、^{即ち}立穴を切り鉦気を見出し、切取を命じられたが、水が涌き、樋立の場普請を許されていた。^{ケ一七、三、八・同、四、二一・同、四、二八} 大津弥右衛門間歩本敷及び横番 本敷は山先庄左衛門慶長一七年正月より普請し、八月太郎介横番を請けて、とさぎをはずし一つにして普請した。太郎介横番は太郎介間歩横番と解すべきである。別に弥右衛門間歩の横番を正左衛門札本で、京五郎右衛門、播磨久六が請け、また同じく横番の赤助敷を正左衛門がそれぞれ普請し、赤助敷の内一丁前は備前二右衛門が請けていた。^{ケ一七、三、二五・同、八、一五、同、八、二九}

正右衛門間歩川下横番 慶長一八年春越中津兵衛が普請している。

三十枚平

三十枚平間歩 元和四年四月久保田に在つて惣山奉行に當る職にあつた政景が檢分して、近き將來に鉢につくことを豫想し、普請に対し貸米一三〇石を許している。^{ナ四、七}この間歩は三十枚平の親間歩ではなくて、その後、見立てられたものであらう。

不動滝の近くに三十枚沢がある。銀山開創の頃に、一番山運上銀三〇枚の間歩が開かれ、この間歩を親間歩として、この平を三十枚平とよんだのである。

三十枚平之内茂五右衛門間歩横番 慶長一七年三月運上銀三〇目で播磨次兵衛が請けている。

中山平

酒田左次右衛門間歩之内正兵衛間歩 中山平は不動滝の上流、喜兵衛沢と中沢の間である。慶長一七年二月加賀佐兵衛、正兵衛間歩を請け、三月浸水のため普請中止の山奉行羽右内記の裏書をとつた。四月大坂彦三郎、堺源左衛門、捨り間歩として札を取り、翌月彦三郎の大工は、隣接した理兵衛間歩よりとさぎをはずして庄兵衛敷に入つた。理兵衛間歩よりぬけたのは、左次右衛門間分に土石が落ちて塞がれたからであるという。また右のとさぎは、庄兵衛敷に入り一長半ほど普請したとき佐兵衛が山廻の檢分の下に立てたものである。佐兵衛は彦三郎の普請

銀生産の動向(一)(小葉田)

の不当を訴えたに対し、政景は彦兵衛が左次右衛門間歩横番の札で他の間歩より入つたことを咎めて札を没収し、佐兵衛はこれらの不法を早く申告せざるを以て同じく札を取り上げた。山廻がとさぎを立てた専断を責めて、政景指南の山廻を圍払に廻し、間歩は六郷孫左衛門が請けた。^{ケ二七、五、六}

塩飽弥右衛門間歩又右衛門敷 慶長一七年三月播磨の喜ノ介なるもの又右衛門敷の鑿の出入があり籠舎されたことが見える。

^{ケ一七、三、六}

小兵衛間歩 慶長一九年一二月小兵衛間歩普請中の出雲市兵衛から同平東安間歩水貫普請中の伊勢作左衛門の大工が小兵衛本敷は東安敷に連るとて慮外申しかけると訴えている。^{ケ一九、六}

東安間歩 銀山記に、山師に根來寺僧の東安坊のあることを記すが、東安間歩は彼の切り出したものであらう。慶長一九年頃には已に前述の通り浸水していたらしい。

四百枚平

半介間歩之内川上切詰横番 備前次左衛門の持山で慶長一九年三月二四日―四月二日切取、四月一三日―六月一三日に六番山まで続いたというから、十日山であつた。その頃、四百枚平に他に間歩なしと記されている。鉛鉢石を産し床屋で使用したため

払鉛が捌かれず、さりとて運上間歩なるが故に採取販売は違法でなく処罰はできない。政景は一度は鉛鉱石所持者を調査し封印をし、やがて一週間の日限を切り使用しつくすことを命じ、また次左衛門の間歩をはじめ近所の間歩一五枚を取り上げ口を封じた。一二月山師等は将来鉛鉱石に付いた場合の没収は已むを得ぬが、長期の普請の後故掘ることを願ひ出て、政景は他の山奉行とはかり明春より札を与えることとした。ケ九、六、九、同六、十四、同、二、五

清十郎山間歩、志貫四百五十目間歩 元和四年正月山奉行久賀谷氏より久保田への注進に、四百枚平の清十郎山は三、一〇〇目となり、別に一、四五〇目の間歩も出来し、一〇〇目、二〇〇目の間歩も出来したとある。いうまでもなく、以上の銀高の運上山が現われたことで、いずれも新見立山らしい。ナ四、七

六貫二百目間歩、志貫百目間歩 元和四年七月の山奉行實谷氏の注進に見える。これも新見立らしく、元和四年は「本年は少オシよそう」といわれ活気を呈したのは、専ら四百枚平の出銀によつた。

塩屋平

拾壹貫目間歩 慶長一八年春頃備前市右衛門普請中、大工備前作十郎は「少々とびつき物」が出たが、市右衛門にも知らせず、

掘つたのを山廻に発見せられた事件が起つた。院内銀山鑑者成收人帳ケ一八、正、一八山先泰右衛門切出間歩 元和六年払米高が相当多かつた理由として、前年泰右衛門切出の間歩が「少之間能ク、山少さかり申候」、そのため諸方より人が集まつたためであるという。ナ六、九、晦

都平

六貫目敷及び横番 元和七年二月越中五郎二郎等の都平水貫普請は、六貫目敷の内横番に打貫いた。政景はこの注進を見て本年は山よく候はんと期待している。本敷横番ともに、以前に捨りとなつていた。

南平

七貫目間歩、二貫目間歩、志貫目間歩 元和八年一〇月政景は江戸より下向の途に銀山へ寄り、南平の新見立の諸間歩を検分した。即ち新間歩で、七、〇〇〇目、二、〇〇〇目、一、〇〇〇目の運上山となつたものである。その他にも同所に普請中のものがあつた。ナ八、一、九

野田山

甲州兵左衛門間歩及び横番 野田山は千枚平の西北の奥にある。元和六年一二月兵左衛門切山が鉞につき切取のこと、ついで五、〇〇〇目の運上山となつたことが、久保田に報告せられた。そ

の横番も三五〇目の運上山となつた。ナ六、箱、六。同、箱、一一。

但馬惣左衛門間歩 惣左衛門の切山は寛永三年に普請にかかり、僅かの鉦に遭つたが、普請山として工事を翌年一〇月末頃まで進めた。一二月はじめ切取が落み、五、〇一〇目の運上山となつた。その直入に、せり手なしという山奉行の報告によつて、政景は実兄で藩老の憲忠と計り、二番山以後は五日山とし、荷分により、間歩口に人をつけ出荷の半分を売らせ代銀を請取るように指示することとした。しかし二番山は惣左衛門持ちで三、

五二〇目、三番山は備前七兵衛が惣左衛門相手にせつて七三〇目で請けた。政景は検分のため一〇日に銀山に着いたが、当日に二番山のせりがあり、三番山のせりは一九日であつたから、前述の荷分法は実施されず、依然として十日山であつたことは明らかである。寛永七年三月惣左衛門は水貫の廊下が破損し普請不可能のことを陳べて借米を願出た。政景は前年来の借米は過分であるが、この間歩潰れたならば当山によき間歩なしとして、五〇石を貸している。元和末から寛永初年にかけて、稼行の中心は野田山へ移り、惣左衛門間歩が主であつたことが知られる。カ四、八、四、同、箱、四、同、箱、一〇。同、箱、一一、カ七、三、一八。

二貫二百目間歩 寛永二年六月野田山に良鋸出て山盛りの風聞久

銀生産の動向(一)(小葉田)

保田へまで伝わり、やがて山奉行より注進届き、野田山の状況はそれほどまでではないが、二、二〇〇目の間歩ができたところ。カ二、二。六、二二。

南 沢

京次兵衛間歩 南沢・炭焼沢の間、従前は間歩のない場所に、寛永四年次兵衛は普請している。彼は町人で山稼行ははじめてであるという。政景も善悪不明とし、とくに借米三〇石を許したが、その後の経過は不明である。カ四、八、五。

間山かの九兵衛間歩 寛永四年八月九兵衛の切山が古間歩に打貫き、

樋六本を以て古間歩の水を切山より排水した。その頃播磨喜兵衛も古間歩を普請し樋一二本を以て排水成り、政景も「此分ニ候ハ、当月中ニ能山出来可申かと存候」と期待したが、さほどの好結果も得られなかつたらしい。カ、四、八、五。

所在のはつきりしないもの

三百拾匁敷、越前平蔵敷 慶長一七年一〇月越後七郎兵衛の運上山三百拾匁敷は切取山の越前平蔵敷に打貫いた。三百拾匁敷は運上山であるからとて、七郎兵衛は平蔵敷を取ること主張し、政景は打貫きの場所から平蔵敷の右方を与えた。平蔵敷は一八〇日の普請で、切取一八日を与えられたが、鉦が良いので、

三日を減じ、直入を命じた。同一〇月三日平蔵敷は二、〇〇〇目の運上になつたとあるが、一番山直入が一〇月一七日であるから、これは二番山らしい。兩敷とも本敷である。

酒田石兵衛間歩 慶長一三年酒井・人見両氏が山奉行当時に、中山八郎兵衛・大津弥右衛門が七、四〇〇目の運上に請けたが、山悪く運上全く滞り、元和三年に至つて八郎兵衛分担三、九〇〇目中二、〇〇〇目貢納して宥免せられた。ナ三、四、一〇

酒田佐左衛門間歩 寛永初年より佐右衛門が普請した。南沢あたりらしい。カ四、八、五

院内銀山は、殆ど開坑のはじめから浸水の困難に当面した。盛大な間歩が短時日にして捨りとなつた主要な原因は涌水であることは政景日記によつても了得できる。間歩の普請稼行と併行して排水が行われ、さらに水貫間歩即ち排水坑の掘鑿によつて捨り間歩の復興の計画が多く試みられた。水貫(抜)工事の主なるものを併せて記しておく。^⑤

千枚平滝ノ下大水貫 この水貫は前述した如く銀山開創後まもなく切りはじめた千枚平の中枢の大排水坑であるが、慶長一十九年春頃には四つ留口まで浸水する有様で、初期の主要鉱坑の集まつた千枚平諸坑が多く廃棄に歸しつつあつたのである。同年九

月より与左衛門本敷の湧水を藩宮を以て樋立二五本で大水貫へ引いたようである。一月八日の条に「千枚樋引賃銀五貫六百目ニ山先伝介播磨藤兵衛申請候、真長右所ニてせり詰也」とあり、山奉行真崎長右衛門の許で、樋引賃をせらしめ山先伝介等が請負つたのである。樋引が藩宮となる以前は大坂久蔵が請けていた。二月はじめ久蔵は二五本の樋下の与左衛門本敷の札を返上したが、その理由はねどりの樋二挺(念ねどりととは最下底の樋である)の担当であるが、その経費に堪えられぬといふのである。即ち藩宮樋引以前は、大水貫の札本となつており、大水貫横番の請主に割付けて樋引させた他の樋九本も藩宮以後は彼が引請ける結果になつたからである。そこで大水貫の横番で水位以下を調査すると、備前惣右衛門二つ、能登太郎兵衛二つ、大坂久蔵八つあり、その内、ねどり樋引を必要とするもの惣右衛門・太郎兵衛各二つ宛、七左衛門一つ(これは与左衛門四敷の横番の六つで、これにより割付けた。)太郎兵衛は久蔵の残り七つの横番にも分担を主張したが、調査の結果、二挺分の水仕上りでは浸水しないので、三挺水仕上がつた時に割当てることとした。また久蔵は千枚本敷の横番にもねどり樋引と関連するものがあるといふので、調査したが、ねどり樋一挺位水仕上つても浸水せざること

が判明した。しかし藩營の樋引は政景の意見で、明春より罷めることとした。同ケ九、一二、三、同二、四、同、一二、六

元和四年四月政景は主命により銀山檢分に赴き、滝ノ下大水貫の内部にて、与左衛門本敷に疏通する水貫普請の情況を記している。

山先伝介、同二郎右衛門、越後清十郎三人の普請で、樋二挺たより並び一七本立が設備できる如く工事し、政景の計測では「少し塩谷の方へふれ、二間程高く抜ける」としている。七月山師等は借米を願ひ、已に四月借米一〇〇石に対し家財・家屋敷・妻子まで書入にし、清十郎は質物なく、山先二人は役なし。山先持された板取、流し返上を書入として三〇〇石を貸与された。ナ四、の課役免除の羅管。同、一、しかもなお排水成功せず、翌年二月義宣の命で二〇〇石を貸している。四、六

千枚平水貫、塩屋平水貫 元和六年九月山先伝介、同二郎右衛門は酒田沢から口を切り塩屋平、千枚平の水貫普請を出願したが、町人の家五〇軒余も在るので不許可となつた。ナ六、九、六、伝介と丹後徳石衛門は、寛永四年に、つら役場面から千枚平、塩屋平の水貫の普請をはじめたが、政景は五、六カ年もかかることを判断している。カ四、八、三、同七年三月米一〇〇石、一二月三〇石、翌八年八月五〇石と、千枚水貫普請中の加賀半兵衛に貸米を許してい

るが、千枚平の水貫は諸方面より試みられたらしい。半兵衛は七年一二月に滝ノ下大水貫近くまで掘り進んだと報じたが、同九年九月に至り、伝介、二郎右衛門の引捨の樋一四番目一七挺より一四の場に抜けたという。二七、九、元和年間の伝介らの普請は、その後捨てられたことが知られる。

塩屋平水貫 この水貫は元和五年に成つたらしい。惣山師相談して塩屋平一帯の間歩の排水を各自が行つたが、大津徳藏のみは水を引かず、そのため他の間歩も水が引かず、塩屋平惣山捨りの危機にあつた。翌年政景は徳藏に促して排水不能であれば、間歩を没収し余人に渡すべきを命じた。ナ六、九、六、四百枚平滝ノ下大水貫 元和四年四月四百枚滝ノ下大水貫普請に米三五石貸米のことが見える。ナ四、四、六、

都平水貫 元和四年四月都平水貫普請に米三五石貸米の記事がある。越中五郎二郎、赤塚兵右衛門、播磨(次)治兵衛、備前正兵衛、播磨理右衛門が行い、一二月に古敷に打貫きその水を抜いた。水貫間歩口よりその古敷まで二三六尋一尺一尺六寸あり、四カ年以前からの工事であつた。この工事は同六年頃もつづき、借米を願ひ出でたが、前借過分の故を以て許されなかつた。七年二月には六貫目敷の横番の端口に打貫いた。寛永四年八月政景檢

分の際に、正兵衛等四人の水貫普請は四カ年かつたが今に極まらず、貸米二五〇石に達し、これ以上の貸米はできぬと記している。この工事も元和年間のそれを、さらに延長したものである。ナ四、四、六・同、一、一〇、ナ六、九、略、ナ七、二、二八・カ四、八、四。

本山平水貫 慶長一七年一〇月弥右衛門間歩他二間歩の水貫普請を、山先正左衛門、赤塚兵右衛門がはじめ、一二月に廊下で脇鉦に遭つたので、政景は切取を命じた。二人は三つの間歩の水貫が目標であるから、この先の鉦も一同に切取下され度しと願ひ、政景はそれを退け、直ちに直入を命じたので、結局二人は今後鉦なければ、この脇鉦で切取を受け、鉦あれば直入とすることを了承した。^⑨ ケ一七、二二、八

元和六年九月山先泰右衛門は滝ノ下より水貫を普請せんとし、銀二〇貫借用を申出でた。これ當時米九〇〇石に相当し許されなかつた。寛永七年頃には京喜庵、相山九兵衛が本山平水貫を普請しており、政景は本山の鉦は良からずとて躊躇したが、惣山師の進言と工事もかなり進捗しているので、五〇石を貸与せしめた。カ七、三、一八

中山平水貫 寛永四年山先伝介が普請しており五〇石の借米を許された。

岩はい沢水貫 播磨善吉郎が京町附近から口を切り、寛永四年八月頃一七〇一八〇間掘つている。カ四、八、三

政景日記の銀山についての記事は、彼の山奉行時代慶長一七一一年と、それ以後では精粗の差は甚しいが、山奉行辞職後も秋田藩鉦山を総裁する任に当り、銀山の緊要時には歳々下向しており、また新切山・切取・運上等につき報告を受けその処理にも与つてゐるから、銀山稼行の大勢を知るに十分である。

銀山の稼行は慶長一二年にはじまるが、初期の重要坑は千枚平をはじめ、本山平・中山平・四百枚平等に開掘された。銀山記に「十日の日数に、御運上御諍会上銀千枚奉る、去に依て此所千枚口と名付けたり」と記す、千枚本敷を親間歩とする千枚平には、十七貫、八貫五百目、八貫三百目、四貫三百目等の諸間歩が開かれた。これらは一番山の運上に、それだけの銀高を以て請けた間歩で、十日山であることいふまでもない。四百枚平の四百枚本敷、本山平の三十枚間歩、塩屋平の十一貫間歩も同様である。これらの盛り間歩は、慶長一六、七年頃にはいづれも捨りとなつており

その横番、孫横番乃至は近隣に切山が試みられて運上山となつた例も少くない。千枚平諸坑の衰退の主要な原因の一は浸水であり、そのため滝の下大水貫が切られ、また慶長後期から寛永にかけて、この大水貫を中樞としてこれに連

る幾多の疏水坑と、千枚平の排水口が諸方より切られていく。しかも経費も過大となり、一般に成功したものは少いようである。元和年間の重要坑は四百枚平の切山に見られた。元和四年の三貫百目の清十郎山、一貫四百五十目、六貫二十目、一貫百目の諸間歩がそれである。元和末より寛永にかけて南平、野田山、南沢に重要坑が開けた。寛永年間にも千枚平外諸所の水貫普請が行われたが、多く良結果を見ず、南沢にも水貫が掘られた。寛永以後の山況は、続銀山記によるに、延宝・貞享年間、三十枚平及び南沢にて一番山運上銀一、〇〇〇目以下で、一〇〇—三〇〇目程度の間歩が多く、ただ貞享五年の備前弥治兵衛、南源助の普請切取、せり主京権右衛門の二貫八百目山のみが著しい。黒沢氏が惣山奉行時代延宝年間に、米八、〇〇〇石を藩内六ヶ所の金銀山に貸与し、在所に三割利付で貸つけ、一割

二分を上納し一割八分を支給して普請せしめた。院内銀山では京野作兵衛外三名の南沢水貫普請に二、〇〇〇石を貸与している。この頃は主要坑は南沢にあつたことが推測される。

産銀の動向に、切取、運上山稼行がどんな関係をもつか。その他に、穴ずり、道ずり、流し等も産銀の一部を成すが、量的には問題とするに足らない。採鉱はすべて切取及び運上山稼行の下に行われる。実際には切取による産銀が比較的大きかつたと想像される。切取は普請日数の一割が原則であるから、短期の普請で鉉についた場合は、切取による産銀は多くを望まれない。しかし切取後の一番山より二番、三番と逐次運上高が急激に遞減するのが常態である。四百枚平広島半間歩横番が六番山まで続いたことは、むしろ少い例であろう。野田山の但馬惣右衛門切山は、一番五、一〇〇目、二番三、五二〇目、三番七三〇目である。続銀山記によれば、延宝六年の三十枚平の備前弥次兵衛普請切取間歩は、一番不明、二番九〇〇目、三番三八〇目であり、南沢の同人の普請切取間歩は、一番三〇〇

目、二番 \parallel 一〇目であつた。阿仁金山の七十枚間歩の如きは三十日山で、一番 \parallel 金七〇枚、二番 \parallel 二枚、三番 \parallel せり手直入なし、という有様であつた。金山ではかかる傾向は特に著しかつたと思われるが、銀山でも酒田石兵衛間歩の如き慶長一三年中山八郎兵衛等が七、四〇〇目の運上で請けたが全く産銀なき状態であつた。一番山の直入及びせりが、切取の鉱状を基礎として行われることは考えられるが、石兵衛間歩や阿仁の七十枚間歩の如く、請けた運上も実施不能であつた例も少くない。

運上高の決定は切取の鉱状が基礎となることは前述の通りであるが、なお具体的には鉱石の良否及び鉱量、間歩の浅深、鑿の状況、特に涌水の事情等が考慮されるであらう。これらについて山師の経験に基づく判断があるわけであるが、それには多分に投機的なものが作用している。それは山師が幾度かの失敗を繰り返しながら稼行を続け、遂には例外なく負債を持ち悲惨な境涯に沈淪した所以でもある。

貴金屬極盛期の近世初期においては、その経営法は一般に、小区域一開歩、一を限定し、期間を短くし十日山、多数の山十日山、多数の山横番の如きの如き

師をして競争稼行せしめた。この直山法は一時に生産を高め運上を増したが、間歩の荒廢を早めた。即ち無計画的に、表層部に多かつた良鉱のみをめざして暴掘することとなつたのである^①。

このように、運上の増減が大体に産銀の高下に関係あることは認められるが、この間に定まつた比率があるわけでは決してない。山師が契約した運上は、山況の如何に拘わらず貢納すべき義務をもつ。それ故運上山でも実際の採鉱の行われなかつた例もあり得るし、二〇目山、一〇目山の如き僅少の運上の山でも生産費に應じた一定の生産が豫想されなければならぬ。元和六年銀山の払米払鉛の高が近年にない程多いのに拘わらず、運上(間歩)がないのは不審である。と政景は述べ、これに対し山師等は、去年塩谷平にて山先柵右衛門切出の間歩の鏈少々よく山やや盛り諸方より人集まり、また鏈が良質でないため鉛を多く要すると答えている。この年九月までに銀二二〇貫に達する鉛を消費しており、それは生産費の一部を成すものであろうから、その幾倍かの産銀あつたものと考えられる。しかも間歩運

上は殆ど無かつたのである。ナ六、九、晦

間歩運上高を年度別に知ることは出来ないが、少し蝕れておく。銀山記の諸役運上銀員数之事と題した記事に、「間歩御運上毎年不同在、是銀五、六拾貫目宛」とある。

この諸役運上銀の記事は、慶長一六、七年の諸役運上銀の高と比較し、銀山開創に近い最盛期に属することは明らかである。その内に「流し銀拾貫目」とあるが、元和三年春役の流し銀二〇目で、政景は「山能時ハ拾貫目ノ内外ニ罷成高役」といつている。ナ三、二七 元和六年の六——九月の

穴ずり、とさぎのみはぎ、道ずりの役を含めた間歩運上は、七、一一七目三分であり、翌年春幕府へ貢納した元和六年分の運上金銀中の院内分の内、間歩、穴ずりは一二、四三〇目となつてゐる。幕府貢納については後述する 寛永四年の四——七月

の同じ運上は五八〇目に過ぎなかつた。元和のはじめ播磨善吉郎が二つの山を切出し山が栄え、同五年山先姿右衛門が少々よき鍊を出した間歩を切り諸人集まつたという。これらは衰微に傾いた銀山にとつて、ささやかな盛りといえる。寛永七年には、開創当初の一つの間歩にも匹敵しない

惣右衛門間歩の水貫成らねば、当山によりき間歩なしと記されてゐる。カ七、一八

① 東京都 史料館所蔵荒谷文書 寛政元年酉五月 院内銀山舖々書上覚

② 元祿年間、秋田藩より資銀を給与して水抜普請せしめられたことは、岡本元朝日記にも見える。(元祿二五、五、二四以下) 院内町郷土誌に「旧記ニ云、宝永四年銀山水抜ノ大切始ル」とあるが、宝永四年はむしろ大切山竣成の年で、羽州雄勝郡院内銀山惣絵図はこれを図示したものである。この水貫の明細は、例えば雄勝郡小野村大内慎一郎所蔵の天保三年の水抜図により窺われる。

③ 長は生野の例では行地のとき六尺、上下のとき七尺をいう。
④ 子横番は至宝要録にいう孫横番に当る。至宝要録には、横番、孫横番はすべて本番の支配で札も本番主の名でとると記すが、隆盛期の近世初期では、小横番ですらも別個の山主が札をとるのが普通であつた。

⑤ 至宝要録に「院内銀山、畑銀山水抜のふしんなくば、疾に潰るべし」と記し、「院内銀山水抜ふしん一ヶ所ならずするゆへ、此普請成就したらよかるべきと思ひ、山中を出ぬ者多し」といつてゐる。

⑥ 日記に、「久蔵二つ」とあるが、「七つの久蔵横番」と矛盾し、「但七左衛門共ニ六つニ割引」とも合致しない。一つの誤りで

銀生産の動向(一) (小葉田)

ある。興左衛門敷を藩管で樋二五本で引いたことを「滝下大水抜本つぼ御公儀より引被成」ともある。恐らくは与左衛門本敷から根取り樋二挺引いて、水坪があり、ここがその頃は大水貫内の主要な排水場となつていて、そこから二五本で樋引いて大水貫へ流したものであろう。

⑦ 三人の提出した経費の内訳、水引樋三四本一本に二人づつ三替計二〇四人、大工組六替一番に五人づつ計三〇人、樋横目組三替計一五人、樋大工組三替計六人、手代四人、飯焚六人、木切四人、以上合計二六九人、一ヶ月米一〇〇石。

⑧ 切取を以て稼行は一段落する。従つてその後は(別の稼行として)新札をうけて新普請となる。二人は切取をすれば「跡(今までの)ノ普請ノ失脚を、此つるにて切取致事迷惑候」といつている。

⑨ 別子銅山を五ヶ年契約で次々と更新し永く幕府より請けた佐友氏の記録に、請山においては計画的に採鉱などの経営することの長所を述べたものがある。

二 運上諸役・御払鉛の趨勢

鉱業に関する税、山方税の多寡が産銀高昇降の線に沿うことはいうまでもない。営業税、物品移入税、地子等の増減収は銀山町の景況を反映するものであり、銀山には銀を

十分一(入役)	一〇〇、〇〇〇余		三、一〇〇〇
板役	一三、〇〇〇		六、五〇〇
流し	一〇、〇〇〇		一、八〇〇
すり役	三、〇〇〇		六、二〇〇
道すり	一、〇〇〇		四、〇〇〇
からみ役	五〇、〇〇〇余	鉄・からみとも	一五、五五〇
大床役	一〇、〇〇〇余		四、〇〇〇
灰吹役	一〇、〇〇〇		
面役	二〇、〇〇〇		
地子役	二〇、〇〇〇		一、二、一五〇〇
鍛冶役	二、〇〇〇		二、〇〇〇
餅役	五、〇〇〇		六、〇〇〇
たばこ役	二、〇〇〇		六、一〇〇
番匠(桶や・ひものや)役	三、〇〇〇		六、二〇〇
風呂役	三、〇〇〇		八、六〇〇
炭灰役	一〇、〇〇〇		九、〇〇〇
材木役	三、〇〇〇		七、五〇〇
めん類役	三、〇〇〇		三、〇〇〇
傾城役	一、〇〇〇		一、一五〇
造酒役	五、〇〇〇		四、〇〇〇
おこし米役	一、〇〇〇		一、八〇〇
院内傾城役	一、三〇〇	院内傾城役	二、四、五〇〇
院内酒役	三、〇〇〇		一、五〇〇
小野・横堀灰吹役	〇〇〇		一、八五〇
自長倉至院内川すり役	二八〇、〇〇〇	銀山	九九、〇〇〇
計	二八〇、〇〇〇	院内・小野・横堀	九九、〇〇〇
			六〇九

應長一九年正月政景は義宣の意をうけ銀山に到り未進役持を処理した。加賀長兵衛は未進四二、八二〇目三の内、

一、〇〇〇目既納分、九、九五九目五二入役取立未済分、

二八三目〇二地子取立未済分、二、一一七目三は家財妻子の値、一、六四〇目〇六惣山師町人の勧進、計一五、〇〇〇目

を当月中に納めることとし、能登太郎兵衛外七名の山師町人請人となり、二月一日を過ぎ未納のときは本人同然に籠舎されたしとする請書を出した。伊勢茂次右衛門は未進

一二、三〇〇目の内、三、〇〇〇目は当月内に、二、〇〇

〇目は二月中に納めることとし、請人山先正左衛門同様の請書を出した。茂次右衛門は同年春のたばこ役持であるが、一八年秋の同じ役持であり、これだけの未進は他にも役を持つたのであらう。長兵衛に至つては入役、地子の外慶長一七年春床役を持つている。また角館弥助は未進八、五〇〇目の内、二、〇〇〇目は二月一日までに納めることとし、大坂七左衛門外一名が請書を出した。彼は傾城屋で慶長一七年秋以来少くとも傾城役持であつた。一九年秋役の決めに、義宣の意向として八貫以上未進者長兵衛等一〇名がせ

りに加わることを禁じた。元和三年春銀山不況になり、政景は山師及び未進の処理のため銀山に赴いたが、慶長一三年及び同一五年—元和二年の八ヶ年の運上諸役未進は計二八二、八四九目余あつた。その処理法として、入役、炭灰役、灰吹役、材木役、米小売役、おこし米役は従前通り持たしめる。役持は直役切替を望んだが、情状により減額するとて押付けた。傾城役、鍛冶役は役持が請高通り納めることを承認し、流し、湯風呂の両役は役持の希望を退け取り上げ、その他は役持が請高納付が不納というので、同じく直役とした。直役に切替えた役については、二ヶ月分を役持に納済せしめ、役によつては減免している。^{ナ三、二、二九、}同、六、はじめ義宣は未進五、〇〇〇目以上は本人籠舎家屋敷妻子欠所、以下は家屋敷妻子欠所に処すべき内意を伝えたが、政景はそれでは山潰滅するとして、前述の処理を以て義宣の了解を求めたのである。役持が流し、湯風呂に限り継統を望んだのは、流しは以前の盛山の時き一〇、〇〇〇目内外にも達し、当時二〇目では少額であること、また湯屋は一〇軒ほどあり一軒一ヶ月一五目、一ヶ月一五〇目とな

つて、半年一〇〇目の請高は余りに低いからである。課役はそれぞれの単位について、床屋は床一ヶ所、傾城屋は傾城一ヶ月分が公定されている。役持は春秋二季正一六月各半年分の役を請切るのであるが、それぞれ業者について公定の役高を取り立てる。それ故湯風呂役の如き順当に徴収できれば、役持の余剰収益は甚だ大きい。しかるに既述の通り役持の未進が多く出来するのは、その徴収が実際には豫想通りゆかぬことが主な理由である。それは結局は鉱業を基盤とする経済が、浮動性が強く不安定であつたことに關連する。元和三年二月に役持が請負の辞退を申出た理由として「年内へ春ニ罷成候へへ、御山もよく罷成候へんと存候而、御役共過分にせりあけ申候所に、安外に御山弥々悪罷成」といつている。山師には前章にも述べたように町方の營業に従事したものが多し、また役持となつたものも少くない。間歩・水貫の普請等には、相当大きな資金を必要とするものが多い。これは甚だ危険な投資となる性格を持つもので、課役の徴収金が廻転せられて、遂に回收不能となるものがあつたと思われる。これが役持の未進を大きく

した他の重要な原因である。

諸役の公定が銀山の景況に應じてどのような推移の途を辿つたか。

入役は應長一十九年春役を小川間兵衛、太田喜介が太田六太夫相手にせつて、五二、五〇〇目で請けた。未進負いの役持は、しかるべき請人をたてねばならぬが、六太夫の請人山先正左衛門は四五、〇〇〇目以上の請高では保証できぬと述べている。元和三年春の入役持山先正左衛門、湊八右衛門は返上を願ひ出たが、山況悪化のためである。翌四年春、高野聖の長園、しう園が薩摩の福原佐衛門を相手に三五、〇〇〇目でせり持つたが、これは一ヶ年の請高であつた。ナ四、一、二三。同五年には入役のせり手がなく、幾割かの前懸銀が持役の場合の例であるがこれを免除し、また月割に納める法を許したが、誰が請けたか不明である。同六年は豊後太左衛門が一ヶ年四〇、五三〇目で請けた。ナ六、一、一五。これより前、元和二年の役春秋いづれか不明は高野聖長春が持ち、三、五七五目余の未進残り、同四年一月には飢渴に瀕して山奉行、役人より食物を施されて露命を

つなく有様で、^{聖中}聖中を勧進し五〇〇目を納めて宥免のこと
を訴えている。一四、一八、元和六年の役持伊勢小左衛門も未
進二、三六〇目あり、同八年五月に至り一、〇〇〇目を納
め残りを年内に済ますということ、妻子を銀山から久保
田へ移すことを許された。左に入役高を一括して表示する

初期一季分	一〇〇、〇〇〇目
慶長一八春	三一、〇〇〇
一九春	四五、〇〇〇
元和四春秋合	三五、〇〇〇
六	四〇、五三〇
寛永四	一〇、二八六・六二

が、最後だけが実收入高で、他は請高である。元和二、三、
五の各年も未進多く銀山の不況が推測される。

山役に炭かま役とよきなた役がある。炭かまは一人で幾
筒も持ち下人に販売させることもあるが、筒数を記した札
を受けねばならぬ。銀山記に炭かま五八〇筒とあるは初期
の盛時のことである。炭かまは由利郡境の笹根子^{しわねこ}沢に多く
集つており、應長一九年頃には、炭かまが町より遠くなり、
笹根子番屋の降手まで中荷持を設けたいと申請している。

寛永二年頃には由利領で焼くようになり、よきなたの方も
同七年頃には銀山の薪を切りつくし他領で薪役を納めて切
るようになった。慶長一七年一〇月山役四ヶ月分五、八一
二目を久保田へ上納し、同一九年二月同じく二ヶ月分一、
五六二目九を山奉行真崎長右衛門より政景に引継いでいる。
一ヶ月分が一、四五三目と七八一目四五となり、炭かま一
筒につき二〇目であるから、よきなた役を計算に入れなく
とも、七〇箇余と三六箇余となり、初期より余程減つてい
る。また元和六年の正一九月まで一六、一〇〇目であつ
た。

営業税の一例として傾城役をみよう。慶長一八年春役の
請高は初期に比し四割位となつている。同一七年七月銀山
傾城役持角館弥介は、現在傾城町の業者五人の内、二名
は近日中上方へ去り、二名は傾城一人づつて「^{和名}かんに不罷
成」転出せんとし、自分一人のみでは町をふさぐことも不
可能のこと故、他の商売の許可あれば転出希望の二人を抑
留し、他人をも迎入れて町をふさぎ得ようと願出た。同
年三月には傾城屋長崎茂左衛門歿した。彼は少くとも四人

の傾城を抱えていたが、その一人は已に二〇〇目のかたに質屋に書入となり、茂左衛門の若者久次が跡を差配したが、彼も八月遂電してしまつた。ケ一七、八、一六 同、八、一六 弥介の持役

が未納の状態は前述した。元和四年頃は傾城役一切なしといわれた。それは娼婦たるや、とい女が増加したためと考えられた。政景は山奉行に示達して、やとい女一ヶ月一人の雇賃の一割を徴收せしめ、召使女とか賃銀一〇目以下のものは除いた。これは一人の雇主について定めているので、

若しその女を他人に貸した場合は借手貸手相方に過料銀一枚宛を科し告人に与えることとした。ナ四、閏三、一三 元和六年は

やや山は活気を見せたが、傾城役なく、やとい、せんたく屋が多いためといわれた。やとい役を一割より二割に増し、せんたく役は三目を五目にした。せんたくも娼婦のことらしい。③

藩の専売制に御払鉛、御払米があり、払鉛は精鍊上不可欠のものであり、払米は銀山唯一の主食であつたから、産銀及び銀山町戸口の動態を直接に反映するものである。御払

米については後章に考ふる

慶長一七年内に銀山の十分一鉛蔵に納められたと見られる鉛の量を、日記から集計すると山秤で一、四三九貫三一ほどとなる。これには記載もれも相当あろうし、前年度の残り鉛も含まれる。同年内に山奉行が鉛座より受取つた払鉛代銀と、払直段は銀一目につき鉛二五〇目であることから払鉛高は次の如く推定される。④ ケ一七、五、二九・同、一、一五・同、二二、二六

三月	銀	一五、一三八目九五	鉛	三、七八四貫七四
四月		一九、二〇一目〇五		四、〇五〇貫二六
一月				

(一日―一五目)八、九八八目

二、二四七貫

これによると、この年払鉛高凡そ四一五〇、〇〇〇貫と見られる。慶長一九年六月八日の条に「当山床敷四ヶ所余御座候由、左候へハ床一ヶ所ニ付貳拾吹ほとかね吹不申候へハ仕当あひ不申由、左候へハ一吹ニ釘五、六十目宛もくべ申候へてハ不叶様子候、就然ニ鉛銀貳百四、五十目斗かやうくうれ申候由申候」とある。この頃四百枚平備前次右衛門間歩に鉛鉱石を産し床屋が使用したため払鉛が全く売れず、事情を調査した山奉行に対し、山先山師等から、か

ような鉛鉱石利用なくば、当時の出鉱量に応じ当然売却されるべき鉛の見込について述べたものである。床数はこの頃少くとも四〇以上あつたことは確かめられるから四ヶ所は或は四〇ヶ所の誤りであらう。また当時大床の荒吹において、二番吹には一番吹のからみ^{からみ}を合わせ吹き、二番吹のからみ^{からみ}は捨てられて用をなさぬ。それで二番吹の鉛使用は余程減るわけで、一番吹と同一ではない。しかしこの場合は、さような區別に及ばず大体をいつたものであろうし、凡そ一日の使用鉛^{巖密に}は鉛四一五〇貫の計算となる。また代銀の方から見ると、鉛直段は慶長一七年と元和初年のそれを比較して、一九年には前者の銀一目につき鉛二五〇目よりやや鉛が直下げされていたと推測されるので、銀二四〇―二五〇目は、大体鉛四一五〇貫の代となる。この一日鉛高を以て、年間を推すことは冒險であるが、試みに計算すれば慶長一九年の鉛高一五、〇〇〇―一八、〇〇〇貫となる。元和四、五年の鉛銀高は次の如くであり、五年の直段は銀一目につき鉛七〇目であつたから、四年も同様と仮定して鉛高を計算しておく。

元和四	銀	一二六、七七五	目一六八	内一、四三四	目一六八
					鉛座未進
					鉛八、八七四
					貫六一七六
元和五		一六一、九七一	目四	一、三三七	貫九九八
元和六年	は	一月八日―	九月二七日	正月	の鉛銀高二二
				九月分	
					九、四六七
					目八であり、内、正月―
					二月六日鉛六七二貫
					出目五〇貫
					四五三
					代銀一〇、三二七
					目である。銀一目鉛七〇目
					の直段で、九ヶ月の鉛高一五、三六二
					貫七四六となり、
					一日につき五六―七貫の割となる。
					^{ナ六、} 同年一〇月の山
					奉行の注進に「鉛は一日に五二、三貫目払候」とあるから、
					この年は大体に平均した割合で払われたらしい。
					^{ナ六、} 元和六年から翌七年にかけて銀山やや盛り、七年四月の山
					奉行の注進に「山少能候て切取直入山四ツ五ツ御座候由、
					御釘ハ壹日ニ付壹貫目(払代銀)ほとうれ候」とある。寛永
					四年の正―七月の鉛代銀は、七九、七六七
					目三六であるから、鉛高五、五八三
					貫七一五二で、この割合とすれば同
					年の高は九、六〇〇貫ほどとなる。
					^{カ四、} 八、五、山況悪くなると、
					山師等がまず請願するのは拝借銀米と御払米鉛の直下げで

ある。寛永八年五月長らく銀一目鉛七〇目であつた直段を
一〇〇目に引下げた。カ八、
五、二八

精鍊における鉛の使用量の多少が、直ちに産銀のそれを
正しく示すものではない。至宝要録にも鉛を多量に入れて
吹く山と然らざる山における鉛価決定の問題を述べてい
る。元和六年米鉛の費消多きに拘わらず、間歩運上少く、
銀山に向いた政景は「山奉行不念か、山先山仕自隠ヲ致
カ、人あれへこそ米も買、かねニ荷あればこそ釧も買候処
ニ、御運上不足の所不審」としたところ、山先山師の答申
によれば、去年山先奈右衛門切出の間歩少々よく諸方より
人集まり米売れ、また鏈良からず鉛が過分に要するというの
である。元和六年度払鉛代銀三〇〇貫内外、それを含む吹
賃はもとより生産費の一部をなすものである。運上を余り
支出できないことは、生産費が大きく、余剰が少いという
ことになる。生産に関する諸支払は当時は灰吹銀生産さ
れる銀を
以て支払われる。生産を超過する生産費は、その頃の間歩
経営の性格上、早急に採掘を放棄せしめる。元和六年には
運上は殆どないといわれたが、産銀は恐らく一―二、〇〇

〇貫を多く下るものてなかつたと思われる。

院内銀山の産銀高の確知できるのは、一八世紀末の一部
及び一九世紀に入つてからで、次節に述べる通りであるが、
ここに多くの仮定に即して、鉛の消費量に関連して精鍊銀
高の推測を試みておく。坑場法律によると、中品のあがわ鉛三
〇〇貫を荒吹灰吹して銀三貫をうるに、鉛二〇〇斤を使用
し減消する分は二〇貫と計算している。^⑤これに従えば鉛一
〇、〇〇〇貫を費消した場合、中品の釧にて銀一、五〇〇
貫ほどを得ることとなる。

以上見來つた如く、間歩の推移とその性格、運上諸役及
び御払鉛の趨勢より、銀山の開創より数ヶ年間の初期・慶
長末―元和・寛永の三期に産銀高に顕著な差があり、各期
の内には多少の起伏はあつても全般的に時代とともに低減
してきたことは明らかである。(この章未完)

① 上段は銀山記に、下段は政景日記卷二の下に当る三月八日院
内銀山春諸役御運上銀請取覚帳による。前者の高が一ヶ年の分
でないかとの疑いがあるが、春秋二季の持役法が実施せられて
いたことは明かであり、また持役高が額面通りに納済されるこ
とは銀山経済の性格上困難であつて、銀山記の記載は政景日記

のそれと同様に、初期の年度の春秋いずれかの持役高を摘記したものと推定される。

② 諸役運上はすべて運上目で計算されるので、銀山内外の通用には京目即ちれいてんぐ目を以てする。数字は京目では二割増となる。

③ 佐渡では近世初期の盛山時代に、洗濯賃を稼ぐ婦女があつた。これがしだいに娼婦化したのである。

④ 鉛座の取得として出目鉛の代銀の一部分が与えられるから、払鉛はこの代銀相当分の外に多少あるわけである。

蜀とペルシア

宋の張唐英(二〇二九一—二〇七二)の獨機杖は五代の蜀の事を記した書であるが、其中に

広政元年(九三八)二月、民訛言すらく、後宮蛇を産み、人の心肝を取りて食う、と。百姓驚恐し、遯月方に止む。

なる記載がある。この訛言の内容は、有名なペルシアの詩人フィルドウシ(九三九—二〇〇頃)のシャーナーマの始に出てくる

ゾーアーク王の両肩に悪魔が接吻すると、そこへ二匹の蛇が生えた。王は以後、人を殺してその脳で蛇を養わねばならなかつた。

⑤ 坑場法律 ふき方会所第六 一火処で一日に新銀かぶら一八、九貫、これにからみ、を過半調和して総高四〇貫、一度吹高八貫として五度吹となる。荒吹毎に鉛を二斤使用、新銀からみ合して八貫を荒吹し中品の銀で三〇目位の銀は出るもので、五度一五〇目を得よう。三〇〇貫の新銀に対して以上の火処二〇ヶ所位必要で、結局銀三貫を得るに鉛二〇〇斤を使用し減少する分は凡そ二〇貫となる。これだけの銀をうれば、当時(江戸後期)では山主の利益は諸経費を差引き相当大であるという。

と言う物語と同根のものではなからうかと思う。少し突飛な考のようだが、唐以後、蜀と西域とは、恐らく錦を媒介として、案外密接な関係があつた。梵語雜名に長安 Kundan と並んで蜀 Amida が載せられ、鑑誠録卷四に蜀中土生波斯なる李珣があり、九国志卷七に万州の人にて本波斯之種なる石処温がある。錦里舊日伝卷六光天元年条の西域胡僧滿多三藏、卷七広政五年条の西域胡僧、資治通鑑卷二五二咸通十一年条の注に引く成都記の胡僧、北夢瑣言逸文卷二の感通中の天竺三藏僧なども皆ペルシア人であろうか。北夢瑣言卷四に見える青城県弥勒会(金剛禪)妖人なる者は、嘗て重松俊章教授が論ぜられた如き、宋初の喫菓事魔の教に接続するマズダク教徒であつたと思われる。(宮崎市定)

The Output of Silver in the Innai (院内) Silver Mine

by

A. Kobata

The output of silver of the Innai silver mine reached its summit in a few years after its exploitation in 1607 and declined gradually in the thirties of the century. This process is fully described in the diaries of Umezu Masakage (梅津政景), a knight of the Akita-han (秋田藩). During these thirty years many of the pits were abolished because of the floodings and the maladministration on the part of the lord. The management of the mine in those days was to auction off the pits among the entrepreneurs who exploited in their turn only the rich pits, exhausting the veins of the mine. The output of the Innai is not known to us till the end of the eighteenth century, but from the calculation of taxation and of the lead for refinery we can estimate the output of silver at the beginning of the mine to be as much as 20,000 kilogramms a year.

Letters Patent in the Ming Dynasty

by

T. Saeki

In the successive periods after the Sung dynasty the incomes from the monopoly of salt played a great role in the State finance. It is no exaggeration, therefore, to say that the absolute monarchies characteristic of the modern era of the Chinese were all based upon this source of revenue. The monopolistic income of salt from Liang huai (兩淮) occupied a half of the total revenue, but since the latter part of the eighteenth century it witnessed maladministrations in the salt management. About this time, on the other hand, Western powers began to permeate and the Chinese saw the outbreak of the Opium War. Facing this difficult financial situation the State tried to reform the salt administration of Liang huai and inaugurated the system of letters patent called P'iao-fa (票法). My aim in this article is to investigate the origins of the patent and the circumstances in which it was born.